

ま え が き

自民・公明両党は、令和4年12月16日に令和5年度税制改正大綱を決定し公表しました。当初はもう少し早く決定される予定でしたが、岸田文雄首相が防衛費増額の財源を増税でまかなう方針を表明したため、自由民主党税制調査会での議論に時間がかかったことが理由でした。このように混乱したのは平成25年度の税制改正大綱公表が平成25年1月24日となって以来のことでしょう。

年末間際になってこのように異論続出の自民党税調でまとまらなかったのは、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置をどのように手当てするかという点でした。与党内などから慎重論が噴出する中で判断を先送りしたことになります。結果は防衛費の財源とする3税（法人税・所得税・たばこ税）の増税時期は「令和6年（2024年）以降の適切な時期」とし、岸田首相は増税時期を「来年決定する」と表明することになりました。

増税の柱の法人税は税率を変えず、本来の税額に4～4.5%を上乗せされますが、所得2,400万円程度以下の中小企業は増税の対象外で、実際に増税されるのは全法人の6%弱となると試算されています。

また、所得税は税額に1%を上乗せして防衛費に充てる付加税を新設し、東日本大震災の復興財源として所得税額に上乗せしている復興特別所得税の税率を2.1%から1%引き下げて当面の所得税負担は据え置く一方、令和19年（2037年）末までとしていた期限を「復興財源を確保するために必要な長さ」に延長することにより、所得税全体では実質的な増税となります。たばこ税は1本換算で3円を段階的に引き上げていくこととなります。

この3税の増税で防衛費を国内総生産（GDP）比2%に引き上げる令和9年（2027年）度までに1兆円強の財源を確保する見通しとなります。岸田首相は記者会見で「借金で賄うことがいいのか自問自答を重ね、やはり安定的な財源で確保すべきだと考えた」と述べています。大綱で

は、「以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする」という結論になりました。法人増税については、賃上げや国内投資の気運に影響があるのではないかと経済界からは懸念の声が上がっています。

以前の自民党税制調査会では、インナーと称される税制に精通した議員の主導で改正事項が決められた傾向がありました。しかし、「税制は政策の重要なファクター（要素）だ、政権とは意思を通じ合いながら作っていくのが普通の姿だろう」と宮沢洋一自民党税制調査会会長は政権との蜜月を認めています。かつての自民党税調は首相も手が出せない「聖域」と呼ばれ、圧倒的な力を誇っていました。しかし、宮沢氏は税調での議論がスタートした後も官邸や公邸に足を運び、首相と協議を重ねたということです。

税制の基本原則のひとつは、国民が理解しやすい「簡素さ」のほずです。しかし、近年の改正では特定の業界に恩恵や負担が偏らないようさまざまな利害関係に配慮した結果、期限付きや段階的適用といった追加措置が相次ぎ、税制は複雑化の一途をたどっています。場当たりの対応に追われ、税体系全体をどうしたらよいかという根本的な議論が置き去りにされている感があります。根本的な議論も平行して行っていただきたいと考えます。

本書は、与党税制改正大綱を基に税制改正のポイントを早期に明らかにするために、平成10年に初版を発刊し、それ以来毎年改定を積み重ねています。今年も税理士法人平川会計パートナーズ、松木飯塚税理士法人、税理士法人おおたか3社の現メンバー及びOBが結集して、最新情報を収集・分析してまとめております。相互に検討・分析した内容を株式会社日本法令の編集により、読者の方々に提供させていただきます。とりわけ日本法令竹淵様のご協力には感謝申し上げます。

本書を有効にご活用いただき、新税制への理解を深め、経済・経営環境のさらなる対応の一助になれば、一同幸甚に存じます。

令和5年2月

成田 一正 & 執筆者一同

第1編 令和5年度税制改正のあらまし

第1章 令和5年度税制改正の基本的考え方 …………… 8

- ① 成長と分配の好循環の実現／9
- ② 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応／9
- ③ 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し／10

第2章 各主要課題の令和5年度税制改正での取組み …… 11

- ① 成長と分配の好循環の実現／11
- ② 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応／13
- ③ 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造／14
- ④ 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し／15
- ⑤ 円滑・適正な納税のための環境整備／17
- ⑥ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置／18

■令和5年度税制改正のポイント一覧 …………… 20

第2編 令和5年度税制改正の具体的内容

第1章 個人所得課税 …………… 32

- 1 NISA制度の抜本的拡充・恒久化 …………… 32
- 2 ジュニアNISA制度の見直し …………… 44
- 3 スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 …………… 48
- 4 エンジェル税制の見直し …………… 56
- 5 ストックオプション税制の利便性の向上 …………… 67
- 6 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 …………… 72
- 7 空き家を譲渡した場合の特例の延長及び見直し …………… 77

8	低未利用土地等を譲渡した場合の特例の延長及び見直し	84
9	土地等の譲渡に係る各種特例の延長及び見直し	89
10	特定被災事業用資産の損失及び特定非常災害による雑損控除の繰越期間の延長	95
11	給与所得者の特定支出控除の特例の見直し	100
12	国外転出時課税に係る納税猶予の見直し	102
13	個人事業者等の各種届出書の簡素化	108
14	年末調整関係書類の記載事項の簡素化	113
15	源泉徴収票の提出方法等の見直し	118
16	支払調書等の光ディスク等による提出特例の事前承認の廃止	124
17	個人住民税における配偶者特別控除の適用関係の整理	128
18	ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置	131

第2章 資産課税 135

1	相続時精算課税制度の使い勝手の向上	135
2	暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長	145
3	教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し	153
4	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し	161
5	医業継続に係る納税猶予制度の延長及び見直し	167
6	一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し	171
7	登録免許税に係る各種軽減措置の延長	174
8	マンションの相続税評価	177

第3章 法人課税 183

1	オープンイノベーション促進税制の拡充及び適用要件の見直し	183
2	研究開発税制の見直し	191

3	DX投資促進税制の延長及び見直し	210
4	中小企業者の各種特例の延長及び見直し	217
5	森林環境税に係る延滞金の額の損金不算入	224
6	公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得金額計算 の見直し	228
7	残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限 の見直し	231
8	青色申告の承認申請書の記載事項の簡素化等	234
9	適格株式分配の範囲の拡充	238
10	地域未来投資促進税制の拡充及び延長	243
11	特定資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	252
12	土地等に係る追加課税の適用停止措置の延長及び見直し	259
13	企業再生税制の見直し	262
14	暗号資産の評価方法等の見直し	267
15	少額減価償却資産等に係る規定の整備	271
16	適格株式交付税制の見直し	274
第4章 消費課税		278
1	小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置	278
2	中小企業者等に対する事務負担の軽減措置	286
3	少額な返還インボイスの交付義務の免除	289
4	適格請求書等保存方式に係る登録手続の緩和	292
5	外国人旅行者向け免税制度における即時徴収の対象者の 厳格化	296
第5章 国際課税		299
1	グローバル・ミニマム課税への対応	299
2	外国子会社合算税制の見直し	305
3	非居住者のカジノ所得に対する非課税制度の創設	311
4	その他の見直し	315

第6章 納税環境整備 319

- 1 国税関係書類に関する優良電子帳簿の範囲と
スキャナ保存制度の見直し 319
- 2 電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し 325
- 3 税理士の懲戒処分等の公告方法の見直し 330
- 4 脱税相談等を行うニセ税理士への対応に係る税理士法の見直し ... 333
- 5 税理士試験合格者の公告方法の見直し 336
- 6 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ 338
- 7 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告
加算税等の加重措置の整備 345
- 8 税務書類の公示送達制度の見直し 350
- 9 スマートフォン用電子証明書を利用したe-Taxの利便性の向上 ... 355
- 10 滞納処分免脱罪の適用対象の整備 358
- 11 徴収職員の滞納処分に関する協力を求める措置の整備 361

第3編 検討事項

- ① 年金課税／366
- ② デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化／367
- ③ 小規模企業等に係る税制／367
- ④ 自動車関係諸税のあり方／368
- ⑤ 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化／370
- ⑥ 帳簿等の税務関係書類の電子化／371
- ⑦ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置等／372
- ⑧ 電気供給業及びガス供給業に係る外形標準課税のあり方／372
- ⑨ 出産・子育て応援交付金の財源確保／373

第1編

令和5年度 税制改正の あらまし

第1章

令和5年度税制改正の基本的考え方

◆はじめに

岸田内閣が目指すのは、官民が協力して成長と分配の好循環をさせることによる「新しい資本主義」の実現です。

今回の税制改正においても、成長と分配の好循環のための措置に力を入れており、特に、個人の金融資産を「貯蓄から投資へ」と促すためのNISAの抜本的拡充・恒久化が目を引きまます。スタートアップの支援強化や研究開発税制の見直しなども、企業の成長に寄与するものです。

資産課税においては、昨年度の税制改正でも検討課題となっていた「資産移転時期の選択に中立的な税制」の措置として、相続時精算課税制度の利便性の向上と暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長により、資産の早期の世代間移転を促進することとされました。

また、税制改正の議論の終盤に議題に上がった防衛費の財源については、法人税・所得税・たばこ税を充てる旨が示されましたが、税率や施行時期が未確定となっています。

大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めることにより、「もはやデフレではない」という状況を創り出した。しかし、四半世紀に及ぶデフレ構造は、わが国全体に閉塞感をもたらし、平均賃金やGDPの伸びは、主要先進国を大きく下回っているのも事実である。

さらに、足元では、新型コロナウイルス感染症、そして、原材料

価格の上昇や円安の影響による物価高等に国民は苦しんでいる。

一方で、日本社会に希望は多く眠っている。2,000兆円に及ぶ個人金融資産、500兆円に及ぶ企業の内部留保、コロナ前には世界中から3,000万人を超える旅行者を呼び込んだ全国津々浦々の地域の資源など、まだ力を発揮し切っていない資金や資産、そしてこれらを振り向けうる人材が豊富に存在するからである。

このままではわが国が世界経済の中で埋没していってしまうという危機感も背景に、現在、直面している難局を契機として、こうした資金や資産に光を当て、変化に立ち向かうための新たなモメンタムを創り出す覚悟を決めなければならない。

(以下、囲み内は与党税制改正大綱)

① 成長と分配の好循環の実現

NISAの抜本的拡充・恒久化、スタートアップ・エコシステムの抜本的な強化、企業に対する学校教育への積極的な関与を促すなどの取組みにより、果敢にリスクテイクを行う人材や企業の成長を先導する人材、新たな領域へと主体的に踏み出す人材への投資を強化します。

こうした「マーケット」、「産業」、「人材」への成長投資を一体的に強化するとともに、税制に限らない分配政策も適切に組み合わせることにより、一人でも多くの方が豊かさを享受できる「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出していきます。

② 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税を導入します。

③ 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

より公平で中立的な税制の実現に向け、個人所得課税において、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入します。

資産課税においても、数年来、税制調査会で検討を重ねてきた「資産移転の時期の選択により中立的な税制」の構築に具体的な道筋を付けます。

人口減少・少子高齢化といった国内の構造変化や、国際経済や安全保障など外的環境の変化に的確に対応するためには、税制を含めたあらゆる制度を不断に見直すとともに、変化を受け止める「足腰」を強化することが肝要である。

このため、引き続き、更なる税負担の公平性の確保、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、経済のグローバル化・デジタル化等への対応といった観点から中長期的な税制の検討を進める。あわせて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

第2章

各主要課題の令和5年度税制改正での取組み

① 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とします。

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、現行のつみたてNISAの水準（年間40万円）の3倍となる120万円まで拡充します。

上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。

「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISAの水準（年間120万円）の2倍となる240万円まで拡充します。

年間投資上限額の合計は360万円となり、英国ISA（約335万円）を上回る規模が実現します。

年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定し、現行のつみたてNISAの水準（800万円）から倍増以上となる1,800万円とします。「成長投資枠」については、その内数として現行の一般NISAの水準（600万円）の2倍となる1,200万円とします。

なお、現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとしますが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続します。

(2) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家

がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設します。その上限額については、米国のQSBSに係る株式譲渡益の非課税措置の規模（約13.5億円）を上回る20億円とします。この他、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行います。

ストックオプション税制の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて10年から15年へと延長する等の措置を講じます。

オープンイノベーション促進税制についてM&Aに適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とします。また、M&Aから5年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みとします。

(3) 研究開発税制

一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行います。また、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入します。

オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大します。博士号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設します（後掲）。

税制の対象となる試験研究の範囲についても、サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しを行います。

(4) 企業による先導的人材投資

大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設けます。

博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材の人件費を対象とする新たな類型をオープンイノベーション型に設け、一般の試験研究費よりも高い控除率と、別に計上される控除上限の適用を可能とします（前掲）。

DX投資促進税制において、人材育成・確保等に関連する事項を要件

化する等の見直しを行います。

(5) その他考慮すべき課題

租税特別措置については、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行います。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮します。

② 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(1) 新たな国際課税ルールへの対応

昨年10月にOECD/G20「BEPS^(注) 包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられました。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなります。

（注） Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

「第2の柱」については、令和5年度税制改正において所得合算ルール（IIR:Income Inclusion Rule）に係る法制化を行います。適用開始時期については、令和6年4月以後に開始する対象会計年度とします。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、外国子会社合算税制について可能な範囲で見直しを行うとともに、令和6年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討します。

「第1の柱」については、来年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討します。

(2) プラットフォーム課税

国境を越えた役務の提供に係る消費課税のあり方については、適正な課税を確保するための方策を検討します。

(3) 経済と環境の好循環の実現

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援し

つつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげます。

(4) 車体課税

自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和5年12月末まで維持します。その上で、令和6年1月からは、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長します。その際、令和7年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとします。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割についても、エコカー減税と同様に、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで維持します。その上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直します。

エコカー減税及び環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについても、令和5年12月末までは現行制度を維持し、令和6年1月以降はガソリン車と同等に取り扱うこととします。

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長します。

(5) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始されます。

③ 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

(1) 中小企業税制等

中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長します。

償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を2年間の時限的な措置として創設します。

(2) 酒税の特例措置の見直し

地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒

類業の健全な発達に寄与する中小事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒税の軽減措置を講じます。

現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講じます。

(3) 災害による被害へのきめ細かな対応

① 個人所得課税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し

特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する措置を講じます。

② 相続時精算課税の下で受贈した土地・建物の取扱い

相続時精算課税の下で受贈した土地・建物について、災害により一定以上の被害を受けた場合には、例外的に、相続税の課税価格を再計算することとします。

(4) IRに関する税制

IRに関する税制については、IR事業の国際競争力及び長期の安定性・継続性を確保する観点も踏まえ、令和3年度税制改正大綱に示された方向に沿って、法制化を行います。

(5) 屋外分煙施設等の整備の促進

地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のよりいっそうの整備を図るよう引き続き促すこととします。

④ 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(1) 個人所得課税のあり方

① 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入します。

具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとします。

本措置は周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用します。

② 諸控除の見直し

これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討します。

③ 私的年金等に関する公平な税制のあり方

私的年金や退職給付のあり方について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていきます。

④ 記帳水準の向上等

所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行います。

(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設します。

② 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっていますが、相続財産に加算する期間を7年に延長します。その際、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととします。

③ 贈与税の非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長しますが、次の期限到来時には、制度のあり方について改めて検討します。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。次の適用期限の到来時には、制度の廃止も含め、改めて検討します。

(3) 外形標準課税のあり方

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少しています。外形標

準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討します。

⑤ 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施

① インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図ります。

② 事業者の事務負担軽減

一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講じます。加えて、少額の返還インボイスについて交付義務を免除します。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。

スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、さらなる要件の緩和措置を講じます。

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度については、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、いっそうの普及・一般化を図ります。

地方税においても、国税と同様、地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類等の電子的保存の要件等について、所要の措置を講じます。

(3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ適正な申告・納付を促すため、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等の見直しを講じます。

(4) 課税・徴収関係の整備・適正化

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告

義務を認識していなかったとはいいい難い無申告について所要の措置を講じます。

また、適正・公平な課税・徴収を確保するため、滞納処分に関する調査に係る質問検査権の整備等の所要の措置を講ずるほか、外国人旅行者向け免税制度における免税購入物品が国内で横流しされる事例に対応するため、即時徴収の対象者を見直します。

(5) マンションの相続税評価

相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討します。

⑥ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保します。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保します。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講じます。

(1) 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課します。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとします。

(2) 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課します。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長します。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとしします。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとします。

(3) たばこ税

◆ 著者略歴

編著者

成田 一正 (なりた かずまさ)

東京都生まれ。明治大学経営学部卒業。東京税理士会理事、東京税理士会日本橋支部研修部長などを歴任。現在、日本税務会計学会相談役。税理士法人おおか特別顧問として、企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルティング業務に従事。

著書等：『事業承継・自社株対策の実践と手法』（日本法令・共著）、『企業組織再編税制の解説』（日本法令・共著）、『認定医療法人制度と医業承継対策』（法令出版・共著）、『危ない民事信託の見分け方』（日本法令・共著）、『民事信託ワークブック』（法令出版・共著）、『民事信託を活用するための基本と応用』（大蔵財務協会・共著）、『賃貸アパートマンションの民事信託実務』（日本法令・共著）ほか

■事務所：税理士法人おおか

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目1番地2号 ゼニットビル
ホームページ <http://www.ootaka.or.jp/>

執筆者

中島 孝一 (なかじま こういち)

東京都生まれ。現在、中島税理士事務所・所長、日本税務会計学会・相談役、東京税理士会・会員相談室運営委員、ミロク情報サービス税経システム研究所・客員研究員。

著書等：『税賠保険事故から学ぶ科目別税理士実務の落とし穴』（ぎょうせい）、『最新 賃上げ促進税制のすべて』（日本法令・共著）、『新型コロナ・災害対応の税務申告マニュアル』（ぎょうせい）、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『租税基本判例80』（日本税務研究センター・共著）ほか

■事務所：中島税理士事務所

〒120-0034 東京都足立区千住1丁目30番3号 カノン千住503

飯塚 美幸 (いづか みゆき)

静岡県生まれ。静岡大学人文学部卒業。平成7年エクスプレス・タックス(株)・飯塚美幸税理士事務所設立、平成22年松木飯塚税理士事務所設立。平成25年松木飯塚税理士法人設立、代表社員就任。資産税関係のコンサルティングを中心に業務とする。税理士・中小企業診断士。事業承継協議会会員、不動産コンサルティング登録技能士試験委員。(公社)日本証券アナリスト協会PB教育委員会委員。

著書等：単著：『令和3年度税制改正対応 税理士のための相続税Q&A一贈与税

の特例』（中央経済社）、『平成30年度税制改正対応版 目的別生前贈与のポイントと活用事例』（新日本法規）、『新版 小規模宅地特例一実務で迷いがちな複雑・難解事例の適用判断』（清文社）、『財産を殖やす相続対策プログラム』（日本法令）、共著：『税制改正と資産税の実務Q&A』（清文社）、『最新相続税の物納実務取扱い事例Q&A』（日本法令）、『新版「資本の部」の実務』（新日本法規出版）、監修：『不動産税制の手引き』、『宅地建物取引士法定研修テキスト』各年度版（公財）不動産流通推進センター）ほか

■事務所：松木飯塚税理士法人

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10-1910号

ホームページ <http://www.mi-cpta.com/>

ブログ 資産税の税理士ノート <http://expresstax.exblog.jp>

市川 康明（いちかわ やすあき）

東京都生まれ。東海大学工学部卒業。税理士法人おおたか副代表・社員税理士。著書等：『事業承継税制ハンドブック』（東京商工会議所・共著）、『土地建物の譲渡所得Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

西野 道之助（にしのみちのすけ）

東京都生まれ。中央大学経済学部卒業。日本税務会計学会常任委員、東京税理士会・会員相談室電話相談委員。

著書等：『最新 賃上げ促進税制のすべて』（日本法令・共著）、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）ほか

■事務所：税理士 西野会計事務所

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-10 小守ビル3F

松木 慎一郎（まつき しんいちろう）

兵庫県生まれ。中央大学卒業。松木飯塚税理士法人代表社員。税理士・宅地建物取引士。

■事務所：松木飯塚税理士法人

岡本 博美（おかもと ひろみ）

東京都生まれ。税理士法人平川会計パートナーズ・社員税理士。著書等：『家事関連費を中心とした必要経費の実務』（税務研究会・共著）、『業種別別務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）ほか

■事務所：税理士法人 平川会計パートナーズ

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号

ホームページ <http://www.hirakawa-tax.co.jp/>

佐々木 京子 (ささき きょうこ)

東京都生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

著書等：『消費税 複数税率の申告実務－区分経理からインボイスまで－』（ぎょうせい）、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（日本法令・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『中小企業会計指針の入門P&A』（税務経理協会・共著）、『地方税Q&A』（大蔵財務協会・共著）

■事務所：税理士法人平川会計パートナーズ

高野 雅之 (たかの・まさゆき)

新潟県生まれ。中央大学商学部卒業。税理士法人スバル合同会計長岡事務所 所長
著書等：『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『相続税の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『目的別 相続対策選択ガイドブック』（新日本法規・共著）

■事務所：税理士法人スバル合同会計 長岡事務所

〒940-0094 新潟県長岡市中島1丁目11番20号

若山 寿裕 (わかやま としひろ)

東京都生まれ。明治大学商学部卒業。税理士法人TOC英和・社員税理士。

著書等：『最新 賃上げ促進税制のすべて』（日本法令・共著）、『目的別 相続対策選択ガイドブック』（新日本法規出版・共著）、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『民事信託実務ハンドブック』（日本法令・共著）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『取引相場のない株式の評価 完全入門（改訂版）』（税務経理協会・共著）、『よくわかる民事信託－基礎知識と実務のポイント』（ビジネス教育出版社・共著）ほか

■事務所：税理士法人TOC英和 東築瀬

〒321-0925 栃木県宇都宮市東築瀬1丁目7番地3

佐久間 美亜 (さくま みあ)

東京都生まれ。大妻女子大学社会情報学部卒業。現在、ゆずりは税理士事務所・所長。日本税務会計学会・会計部門特別委員、日本税務研究センター・相談事例小委員会委員。

著書等：『2023年対応 Q&A確定申告』（ビジネス教育出版社・共著）、『目的別 相続対策選択ガイドブック』（新日本法規・共著）、『相続税の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『事業承継税制ナビ』（税務経理協会・共著）、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（日本法令・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規出版・共著）

■事務所：ゆずりは税理士事務所

〒135-0048 東京都江東区門前仲町1丁目5番12号 船山ビル2階

ホームページ <https://office-yuzuriha.com/>

深津 栄一（ふかつ えいいち）

東京都生まれ。東洋大学経営学部卒業。税理士法人おおたか・代表社員。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

望月 麻衣子（もちづき まいこ）

神奈川県生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。

著書等：『土地建物の譲渡所得Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

阿部 雅樹（あべ まさき）

北海道生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。日本税務会計学会常任委員（会計部門）。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

荒川 大輔（あらかわ だいすけ）

栃木県生まれ。駒澤大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

谷中 淳（やなか あつし）

茨城県生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『本業から不動産賃貸業への転換の税務』（税務経理協会）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

横山 直人（よこやま なおと）

福島県生まれ。帝京大学大学院博士前期課程修了。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

櫻井 佳子（さくらい よしこ）

埼玉県生まれ。文京学院大学大学院経営学研究科修了。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

今野 宏樹（こんの ひろき）

埼玉県生まれ。立教大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

執筆協力

鈴木 俊介 (すずき しゅんすけ)

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。

高田 京輔 (たかた きょうすけ)

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。